健全育成ハンドブック 2025年度



小学生用

全少協ホームページ





発行/公益社団法人全国少年警察ボランティア協会協力/警察庁生活安全局人身安全・少年課



本誌は、全くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

| ▼ こんなことはやめよう | ペーシ |
|---|-----------|
| ①「万引き」は犯罪です・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| ▼ 被害にあわないために | U |
| ①知らない人に気をつけよう〈保護者の方へ〉···································· | Ŏ |
| ▼ 安全に心がけよう | |
| ①道路を歩くとき・自転車に乗るとき〈保護者の方へ〉···································· | |
| ☑遊びのルール | |
| ①火遊びはしない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ✓ ケータイやスマホとインターネット | |
| ①「かしこいネットの使い方」が大切な時代です! ②ルールづくりのために 1 (使いすぎないために) | 2 |
| ☑ あかるい家族と社会のために | |
| ②身につけておきたい生活習慣 | 32 |
| | 35 |
| | 36 |
| ▼問言せ・相談急口◆全国の主なヤングテレホンコーナー | 36 |



公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会

「少年サポートくん」は、赤い耳と鼻、大きな目でいつも少年たちの行動や情報、そして非行の 芽となる環境を素早くキャッチ。必要とあればどこにでもすぐ出かけ、少年たちを非行から守る ことはもちろん、非行からの立ち直りをサポートします。胸の大きな Vのマークはボランティア Volunteer の頭文字と、非行にはぜったい負けない少年たちの勝利 Victory のサインです。

> 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-2 山京半蔵門パレス303号 TEL: 03(3239)4970 FAX: 03(3556)1133 https://zensyokyo.or.jp/





みなさんのまわりには、ちょっとした不注意から事故にあったり、犯罪の被害にあったり、ふざけて悪いことをしたために警察に補導されたりした人はいませんか。

その人たちも、もう少し気をつけていたら、そんな首に あわずにすんだかもしれません。

このハンドブックは、みなさんが愛全で愛心して生活していくうえで、毎日の生活の中でしてはいけないことや守らなければならない社会のルール、そして事故や被害にあわないために気をつけることなどを知ってもらうために作ったものです。

ここに書かれていることは、みなさんの中の多くの人は、もう分かっていることかもしれません。でも、大切なのは、それを本当に実行することです。自分には関係ないと思わずに、よく読んで、自分が気をつけているかどうか考えてみましょう。また、おうちの人と読みながら話し合うのも良いでしょう。

みなさんのために、きっと役に立つと思います。

このハンドブックは、小学生のために作られたものですが、保護者の方や学校の先生方にもお読みいただき、ぜひ活用していただきたいと思います。

1万引き」は犯罪です





「万引き」とは、コンビニやスーパー、 本屋さんなどでお金を払わないで、品 物をこっそり持って来ること。 つま り、ドロボウと同じです。



絶対にお店の品物を盗んではいけません

万引きは犯罪です。見つかってから品物を返したり、お金を払ったとしても、盗んだことにかわりはありません。あなたが悪いことをしただけでなく、お店の人に迷惑をかけ、お父さんやお母さん、仲の良い友達など、あなたを大切に思っている人たちを悲しませることにもなります。

万引きは他の犯罪のはじまりです

「万引き」をくり返しているうちに、悪いことだと感じなくなり、 さらにいろいろな犯罪を平気でするようになってしまいます。

ぼくは、友達が「万引き」 するときに、お店の人が来 ないか見張りをしたよ!



きみが「万引き」していなくても、 そばにいて見張りをしていれば、 「万引き」したのと同じことだよ。 きみも、警察に補導されることに なるんだよ。

わたし、友達が「万引き」 したおかしをもらっちゃ った!



「万引き」 した品物と知っていて もらうことも犯罪になるんだよ。 きみも、警察に補導されることに なるよ。

- ●自分が大切にしているものを、だれかにこっそり持って行かれたらどん な気持ちになりますか?
- ●品物を万引きされるお店の人は、どんな気持ちでしょうか?
- ●もしあなたが万引きをしたらどんな気持ちになると思いますか?
- ●もし、万引きをしている友達を見つけたらどうしますか?

②自分のものと、人のものとの 「ケジメ」をつけよう

が見のとき、自分が欲しいと思ったものは、他の人のものでも欲しくなって、大泣きして周りの人に迷惑をかけたことがありませんか。逆に、自分のものなのに、他の人にとられて、憤り、悔しかったことはないですか。



だれでも、自分のものを尊重されな

いで、するいことをされると悲しいものです。ものであっても、自分自身を大切にされなかったように思い傷つくものです。 気いに大事にしているものを大切にしてあげることは、その人たちを大切にすること、つまり、思いやりにつながります。

ですから、お母さんのサイフやほかの人のものを、だまってとったりするのは決してしてはいけません。自分の大切なものを勝手にとられるのは、裏切られたような気持ちになることを想像しましょう。

どんなに親しい人でも、それぞれ「自分」があります。自分の大切にしているものがあります。分けて欲しい場合や、使いたい場合は、 きちんと相談しましょう。

- ●あなたのお金がなくなったら、どんな気持ちになりますか?
- ●うそをついて人のものをとったとしたら、その後どんな困ったことが起きると思いますか?

③「暴力」 はダメ!

友達と遊んでいても、お互いの話が合わなかったり、気に入らないことがあると、悲しくなったり、腹が立ったりしますね。落ち着いてうまく言葉で表現することが難しいと、ついなぐったり、けったり、つかんだりしてしまいそうになるかもしれません。暴力はいけないな、と思っても、ムシャクシャして学校の机やドアをけったり、何かを投げつけたりしたくなるかもしれません。「バーカ」「ぶっとばすぞ!」など、相手が傷つく言葉を言うことも口からすべり出しそうになるかもしれません。

でも、ちょっと一呼吸冷静になりましょう。相手から、突然、パンチがきたり、ひどい言葉を言われたらどうですか? 傷つきますよね。自分にとって嫌な言葉は、

相手にとっても同じです。どんな理由であろうと、相手を傷つけてはいけません。かっこいい自分の姿をイメージして、問題をおだやかに解決することが大事です。



- ●あなたがだれかに暴力をふるったら、その後、どんなことになると思いますか?
- ●相手に自分の窓りや悲しみなどの気持ちを伝えるには、どんな方法がありますか?

4ナイフなどを持ち歩いてはいけません



自分を守るためとか、かっこいいからといって、カッターナイフなどの対象を持ち歩いてはいけません。

保護者の方へ

万引き

- ●「万引き」は「窃盗」という犯罪です。代金を支払ったり、店への謝罪を行ったり するだけでは済みません。仮に「そんな大げさに考えなくてもいいのに」という気 持ちをお持ちであれば、お子さんの将来のために今すぐ考え直してください。
- ●家庭で小さいときから、善悪についてきちんと教えることが大切です。
- ●万引きに限らず、家庭での生活、親の考え方や行動が大きく影響します。子どもとのコミュニケーションをしっかりとり、子どもの生活を把握しましょう。

暴力

- ●暴力は、他人に対して「やってはいけないこと」とはっきり教えることが必要です。
- ●「暴力」で困っている場合は、学校や警察(少年サポートセンター)などに相談しましょう。

⑤だれだって、からかわれたり、 いじめられるのは悲しいもの



友達といろいろなことを話したり、一緒に遊んだりすることは楽しいことです。友達が面白いことをしたり、失敗したりすると、つい笑っちゃったり、からかってしまうことがあったりします。そんなとき、お友達の様子をよく見てください。悲しそうだったり、もうやめてとサインを出しています。笑っているようでも我慢して、歯を食いしばっているかもしれません。相手の気持ちを思いやるのは、簡単ではないですね。悪いと思ったら、「ごめんね、笑っちゃって」と謝りましょう。毎日の生活の中で、思いやって相手を傷つけることをしないようにしていきましょう。

また、いじめられている人やいじめている人を見て、どうしよう!と思ったことはありませんか。いじめている人が怖いからといって、一緒にいじめたり、見て見ぬふりはいけません。「いじめ」を受けている人は、大変つらく、悲しい思いをしています。

ただし、いじめを止めるのも難しいと思うときがありますよね。 もし、あなたが「いじめ」を見つけたり、自分が「いじめ」られて いると感じたら、決して一人で我慢しないでください。お家の人や先 生、話しやすい身近な大人に相談しましょう。少し勇気がいるかもし れないけれど、いじめはなくすことができます。

みんなで考えよう!

- ●友達がうっかり間違ったり失敗したりしたことを、冷やかしたことは ありませんか? 笑われた人は、どんな気持ちになるでしょう?
- ■冷やかして、悪いなと思ったら、どんな言葉をかけるとよいでしょう?
- ●だれかが「いじめ」られているのを見つけたら、あなたはどうしますか?
- 「いじめ」をなくすために、先生やクラスのみんなはどうしたらよいで すか?

保護者の方へ

平成25年6月に、いじめ防止対策推進法が成立し、同年9月に施行されました。 この法律では、児童生徒が他の児童等が行う心理的あるいは物理的な影響のある行為によっ て、心身の苦痛を感じた場合、その行為はいじめであるとし、児童等にいじめを禁じています。 インターネットの世界で起きたことも含みます。

いじめで悩み苦しむ子どもをなくすためには、いじめが起きないようにする(未然防止)、 起きてしまったいじめを早く見つける(早期発見)、そして解決に導く(早期解決)ことが大 切です。いじめは、子ども一人に抱え込ませることなく、大人もしっかりと関与し、学校・家 庭・地域が一体となり、みんなの問題としてとらえ組織的に対応していくことが不可欠です。 保護者の方々もご自分のお子さんだけではなく、これから伸びゆく未来の子どもたちのため に、具体的にできそうな予防策を考えてみましょう。学校の中で、いじめが起きそうな場所を 確認して、死角にならないように工夫したり、効果のある掲示物を貼るとか、子どもたちの思 いやりを育てる心理教育を導入するとか、できることはたくさんあります。各学校では、いじ め防止対策の方針を決め、相談窓口を決めていますので、そのことを子どもたちに伝えること も必要です。

家庭では、子どもが1日の疲れがとれるように、あたたかい雰囲気を作りましょう。日々の 生活の中で、子どもの様子に注意を払い、いじめを受けているかもしれないと思ったら、すぐ に学校などに相談しましょう。

「いじめ」を受けていないか?のサイン

朝 (登校前)

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ●遅刻や早退がふえた。
- ●食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕 (下校後)

- ●ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ●勉強しなくなる。集中力がない。
- ●家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ●遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ●親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

夜 (就寝前)

- ●表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ●ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ●学校や友達の話題がへった。
- ●自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ■理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

夜間 (就寝後)

- ●寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ●学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ●教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

「いじめ」をしていないか?のサイン

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ●言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- ●与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

(政府広報/文部科学省「気づいていますか、いじめのサイン。」から抜粋)

⑥困ったときは、一人で悩まないで

お家でも、学校でも、つらいことやいやなことがいっぱいありますよね。テストの点が悪かった、友達とケンカした、お家の人から叱られた、など、いろいろなことが起こります。



ていますか? すでに泣いて困っているのに、さらにハチに刺される という、つらいことが重なったりすることもありますね。

そんなとき、家に帰りたくなくなって、知らないところをうろうろしてしまうことがあるかもしれません。しかし、知らないところには危険がいっぱいあることを知っておきましょう。不良グループの人にやさしく声をかけられるかもしれませんが、いろいろな犯罪をさせようとしたり、あなた自身が暴力を振るわれたりして恐ろしい目にあったりします。あなたのことを大事に思っている、お父さんやお母さんや友達など、いろいろな人が心配します。悩みや不安があるときは、一人で考えこまず、学校の先生や警察などに相談しましょう。

家にいるのがとてもつらいとき

家でお父さんやお母さんから、とてもいやなことを言われたり、されたり、痛い思いをさせられたり、お腹がすいていても食べ物を作ってもらえないなどで、たいへんつらく悲しくてどうしていいのか分からないときは、あなたが悪いわけではありません。一人で悩まず、学校の先生や親戚の人や近所の人、あなたの町の役所の窓口、警察などに助けを求め、相談してください。

7夜遊びはしない



"夜の外出"はできるだけひかえましょう

どうしても外出しなければいけないときは、「だれと」「どこへ」「なにをしにいくか」を、家の人に話し、許しをもらってから出かけましょう。用事がすんだら、より道をしないでまっすぐ家に帰りましょう。

"夜遊び"は危険です

夜おそくまでゲームセンターなどで遊んでいると、悪い仲間とつきあうようになったり、お金をおどしとられたり、体をさわられたりする被害にあうこともあります。また、無駄づかいをするようになったり、遊びクセがついて勉強ができなくなったりします。

"夜遊び"の怖さを知っても行きたいですか?

怖さを知ってもやめられない場合は、自分はなぜ行きたいのか考え てみましょう。

⑧体に良くないお酒とタバコ、 体を狂わせる薬物

お酒

小学生がお酒を飲むことは、法律 (*1) で禁止されています。たとえ また。 誘われても、また、だれかにすすめられても「いらない」と断りましょう。

お酒を飲むと、頭がぼーっとしたり、息や胸が苦しくなり、急性アルコール中毒になったり、体の成長にもとても悪い影響を与えます。

最近は、ジュースのようなデザインの密やビンにお酒が入って売られています。また、アルコールが入っていないビールやカクテルといった飲み物もありますが、大人が飲むために作られているので、微量のアルコールが含まれていることもあります。知らない間にお酒を飲むことがないように気をつけましょう。

タバコ

小学生がタバコを吸うことも、法律 (**2) で禁止されています。タバコを吸うと、せきが出たり胸がドキドキするなど、心臓に悪い影響を与え、肺がんなどいろいろな病気にかかりやすくなります。

また、いわゆる「電子タバコ」「加熱式タバコ」「水たばこ」も、体に 悪い影響を与えるおそれがありますので、吸わないようにしましょう。

お酒を飲んだり、タバコを吸ったりしていると

小学生のうちからお酒を飲んだり、タバコを吸ったりしていると、大人になったときにお酒やタバコをやめられず、きちんとした日常生活が送れなくなったり、大麻や覚せい剤などの薬物を使うことになったりします。

(※1) 20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律 (※2) 20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律



体を狂わせる薬物

大麻(マリファナともよばれる)や覚せい剤など薬物は、たとえ一度であっても、使ってしまうとやめられなくなり、体に悪い影響を与えます。

また、薬物は、使うことはもちろん持っているだけでも、もらったり あげたりしただけでも、法律 (**3) できびしく罰せられます。

薬物を使うと…

イライラして 落ち着きが なくなる 思考力や記憶力が下がる

物が ゆがんで 見える 実際にない 音や声が 聞こえる

だれかに ねらわれている ような気がする 肝臓や腎臓 などの病気が 起こる

一度にたくさん 使うと 命を落とす

(※3) 覚醒剤取締法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等

①知らない人に気をつけよう

あなたに近づいてくる人は、 良い人ばかりではなく、いたずらをしようとしたり、連れ去ろうとする悪い人がいます。ですから、自分自身を、守るための「スキル」を身につけましょう。まず、一人で行動しているときはねらわれやすいので、だれか



つけてきている人がいないか、時々振り返るなど周囲をよく見て行動 しましょう。

だれもいない公園、駐車場、公衆トイレ、階段など、人が少ない場所や周囲から見えにくい場所には一人で行かないようにします。道を聞かれても、「家族以外にはついて行かない」と決めておきましょう。「怖い、あやしい」と感じた時に、「大勢の人のいる場所へ逃げる」など、どのように助けを求めたら良いかとか、防犯ブザーがきちんと鳴るかどうかを確認するなど、困ったときに、きちんと使うことができるよう、前もって練習しておくと安心です。

- ●どんなところに危険があるか、どうして危険なのか、お家の人と考えて みましょう。
- 友達が知らない人について行きそうになったのを見たら、あなたはどうしますか?

●誘かいや、いたずらをされないために気をつけること

学校の行き帰りは一人だと危険です。より道をしないで、 お家の人や友達と決められた通学路を通りましょう。

遊びに行くときは、どこで、だれと遊ぶのか、いつ家に帰るのかをお家の人に言ってから出かけましょう。

人のいないところで一人で遊ばずに、友達と遊ぶようにしましょう。

知らない人から「おもちゃを買ってあげる」「おもしろい所に連れて行ってあげる」「お家の人がけがをしたから病院に連れて行ってあげる」などと言われても、絶対について行ってはいけません。

知らない人に道を聞かれたら、その場で教えるか、大人にたのみましょう。また、悪い人は、車にむりやり連れこんだりするので、知らない人の車には絶対に近づいてはいけません。

お家の人と、どうすればよいか考えておきましょう。

外で遊んでいるときや、学校の行き帰りに、困ったり、怖くなったりしたら、近くにある「子ども110番の家」のかんばんやステッカーのある家やお店へとびこんで、助けをもとめてください。このステッカーがあるところは、みんなを守ってくれる安全で安心な場所です。



「子ども110番の家」

●覚えよう!「いかのおすし」

「いかのおすし」というのは、みんなが外にいるときに、悪い人にだまされたり、怖い目にあわないために守らなければいけないことを覚えやすくした"合い言葉"です。

「いか」… いかない、知らない人について。

「の」…… の (乗) らない、知らない人の車に。

「お」…… おおごえを出す。

「す」…… すぐにげる。

「し」…… し (知) らせる、大人に。

に。

ふだんから、友達やお家の人と「いかのおすし」の意味を確かめて おいて、とっさのときに思い出せるようにしましょう。

保護者の方へ

子どもたちは、まだ危険を察知したり、解決する力が未熟なので、具体的に何が、なぜ危険なのか教えてあげましょう。そして、実際にどんな予防や切り抜け方があるのか相談しておきましょう。親自身も、通学路や普段遊んでいる場所は、実際に歩いて、安全であるかどうかを確認しておきましょう。

②持ちものを大切にして、 迷惑をかけたり、盗難を防ごう

学校で「くつ」や「かさ」などがなくなったら困りますね。悪い人に選まれる場合もありますが、逆にだれかが間違って持って帰ったり、あなたもだれかのものを間違えて持って帰ってきたりするかもしれません。ですから、自分のものには、はっきり名前を書いておきましょう。

よく盗まれてしまうものに、自転車があります。すぐに貰るからと思って、カギをかけていないと、用事をすませて戻ったら、なくなっていたりします。大変なことになったと困り巣ててしまいますね。自転車からはなれるときは、必ず、「カギ」をかけましょう。

一つやって欲しいことがあります。「防犯登録」をしておきましょう。もし学校でだれかが忘れ物をして、それに名前が書いてあったら、すぐにその子に返せますよね。自転車の防犯登録もそれと同じで、名前シールみたいなものを使って、自分のものだってわかるようにして

おくことです。もし自 転車がなくなってしま ったときに、その自転 車がだれのものかすぐ にわかるので、警察の 人が探してくれます。



3身のまわりの安全を確かめよう

今日は迎えに行くから、 帰るときに連絡してね





うん! わかった

「塾」や「おけいこ」の行き帰りは

より道をしないで、人通りのある明るい道を通りましょう。遅くなるときは、おうちの人に迎えに来てもらいましょう。

一人で「るす番」をするときは

ドロボウに入られないよう、しっかりと戸じまりをしておきましょう。知らない人がたずねて来ても中に入れてはいけません。カギを開けないように気をつけましょう。

知らない人からの電話には

すぐに切りましょう。呼び出されても行ってはいけません。

1道路を歩くとき・自転車に乗るとき



道路を歩くときに守ること

- ●歩道のある道路では、歩道を歩いてください。
- ●歩道のない道路では、道路の右はしを歩いてください。
- ●みんなで歩くときは、縦に並んで歩きましょう。横に広がって歩くと、 交通事故にあうおそれがありますし、他の人や車の迷惑にもなります。
- ●道路を渡るときは、横断歩道や信号機のある交差点を渡るようにしてください。左右をよく見て、車が走ってこないことを確かめてから渡ってください。車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。 横断中も車は近づいて来ないか簡りに気をつけましょう。
- ●スマホを見ながら歩いたり、ゲームをしながら歩くのは危険です。ん 対にしないでください。

自転車に乗るときに守ること

歩道は歩行者が優先、自転車で歩道を通るときは、車道寄りを、す ぐ停止できるような速度でゆっくりと進みましょう。

- ●ヘルメットをかぶりましょう。
- ●歩道は歩行者優先です。歩いている人に道をゆずらなければなりません。
- ●信号を必ず守ってください。一時停止標識のあるところでは、必ず一時停止をして安全を確認し、交差点に入るときは、安全を十分確かめ、 速度を落として通らなければなりません。
- ●暗くなったら必ずライトをつけなければなりません。

●二人乗りはいけません。並んで走ってはいけません。

- ●"ながら運転"は危険です。
 - ■イヤホンで音楽を聴きながら
 - ■スマホを使いながら
 - ■傘をさしながら
 - の運転はしてはいけません。



保護者の方へ

お子さんには、歩行中や自転車運転中に、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、基本的な交通ルールやマナーをしっかり教えましょう。

お子さんの自転車は、自転車安全整備店で毎年点検整備を受けるとともに、 損害賠償責任保険にも加入しておきましょう。

②道路でのこんな行為はやめよう



道路にとび出さない

●せまい道から広い道へ出るときは、いったん止まって、左右の安全を確認しましょう。止まっている車の間から急にとび出したり、ボールを追いかけて道路にとび出したり、道路の反対側から呼ばれて道路にとび出したりすると大変危険です。とび出すことは絶対にやめましょう。

道路では遊ばない

●道路は遊び場ではありません。危険ですし、通る人や車にも迷惑です。道路では、スケートボード、キックボード、ボール遊びなどはしてはいけません。

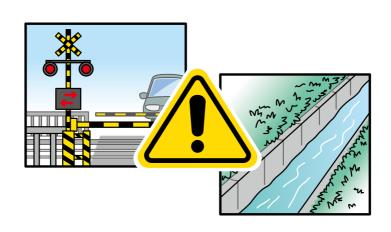
①火遊びはしない



火はとても危険です。使い方をまちがえたり、いたずらに使ったり すると大変なことになります。

- ●マッチやライターで絶対に遊んではいけません。友達がマッチやライターで遊んでいたら、必ず注意しましょう。子どもの火遊びで大火事になったことがあります。
- ●花火は大人と一緒に、説明書をよく読んでから遊んでください。ふざけ半分で花火をするとやけどをしたり、大ケガをしたりすることがあります。決して人に向けてはいけません。
- ●火を使うときは、まわりにかれ草などの燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選びましょう。また、水を入れたバケツを用意して、使った花火は必ず水につけましょう。

②危険な場所では遊ばない



危険な場所で遊んではいけません。「入るな」「危険」などと書かれているところでは、絶対に遊んではいけませんし、入ってもいけません。

危険な場所 1 線路・踏み切り

- ●線路や踏み切りで遊ぶと、電車にひかれる危険がありますし、電車を 止めてしまって、たくさんの人に迷惑がかかります。
- ●線路に石をおくと、電車が脱線し、大きな事故につながります。線路 や踏み切りでは、決して遊んだり、いたずらしたりしてはいけません。

危険な場所② 川・用水路

●川や用水路で遊ぶと、おぼれることもあります。「遊泳禁止」とか「川 に入ってはいけません」という注意が書かれているところでは、遊ん ではいけません。

危険な場所③ 資材置き場・工事現場

●工場・製材所などの資材置き場や、住宅・ビル・道路などの工事現場の中は、危険ですから入ってはいけません。だまって入って遊んだりすると、いろいろなものがくずれてきて下じきになったり、大きな事故につながります。

危険な場所4 ビル・マンションの屋上

- ■マンションやビルの屋上で「立ち入り禁止」と書かれていたら入ってはいけません。落ちて大けがをすることもあります。
- ●歩道橋や屋上など高いところからものを投げると、下を歩いている人 や車に当たって、大きな事故になります。

危険な場所 5 駐車場

●車の前や後ろの近くで遊んでいると、運転者から見えないことがあります。非常に危険です。また、事故だけでなく車と車の間は死角が多いことから、犯罪がおきる場所にもなります。

保護者の方へ

お子さんが、線路に置き石をしたことで列車が脱線したりして損害が発生した場合、鉄道会社から、その保護者に対して高額の損害賠償請求が行われる恐れがあります。

また、歩道橋や屋上など高いところから投げたものが、下を歩いている人や車に当たって、大きな事故になった場合も同様です。お子さんの遊び方にもよく気を配ってください。お子さんと一緒に行動範囲を歩き、「安全マップ」をつくることをおすすめします。

③ゲームセンターや映画館など には一人で行かない



にぎやかな町には、ワクワクすることがいっぱいあります。映画館で映画をみたり、ゲームセンターで遊んだりするのは楽しいことですが、一人で、または子どもだけで遊んでいると、知らない人から絡まれるといったトラブルやお金を巻き上げられるなどの被害にあうかもしれません。

出かけるときは、できるだけ大人と一緒に行くようにしましょう。

保護者の方へ

未成年者のカラオケ店の利用については、都道府県や市町村によって規制されている場合がありますので、事前に確認しておきましょう。

①「かしこいネットの使い方」が 大切な時代です!

いつもネットがそばにあります

スマホ、ゲーム機、タブレット…。みなさんのまわりには、インターネットにつながるものがたくさんあります。最近では、テレビや冷蔵庫などにもネットが活用されています。



メッセージ、動画、電話、カメラ、音楽、ゲーム、けんさく…。ネットでは、いろいろなことができてとても使利です。おうちの人たちもスマホでやりとりするだけでなく、ネット通販、情報けんさくだけでなく、最近は、ネットのしくみでおそうじしたり、料理方法を教えてもらったりと、暮らしの中にインターネットが当たり前にあります。

最近では、学校の授業で、インターネットを使って調べ物をしたり、遠くの人とやりとりしたりすることも特別なことではなくなってきています。

かしこく使いましょう

便利で楽しいネットですが、使い方を削違うとみなさんにとってよくないことも起きてしまいます。ネットを長時間使いすぎて生活リズムをくずしてしまったり、ネット上のやりとりで友達とけんかになってしまったり、知らない大人におどされてしまったり…。

大切なのは使い方です。かしこくインターネットを使うように心が けましょう。

②ルールづくりのために1 (使いすぎないために)

ついつい動画を見続けて しまったり、友達とのやり とりが終わらなかったり で、気づけば長時間使って しまうことがあります。そ うならないためにルールを つくりましょう。



使いすぎないためのルール例

- ①時間 ○時まで 1日○時間
- ②場所 居間でだけ 布団禁止
- ❸約束 宿題が終わってから

ルールのポイント1 おうちの人や友達と納得してつくる

自分だけではなかなかうまくいきません。おうちの人や友達としっかり話し合って、お互い納得したルールづくりが必要です。決めたルールは、冷蔵庫等、みんなが目にする場所に貼っておくと長続きします。

ルールのポイント2 定期的に見直す

ルールが厳しすぎたり、習い事の時間が変わったり、と決めたルールがうまくいかなくなることもあります。そのために必ず定期的に見直しましょう。

③ルールづくりのために2 (トラブル回避のために)

友達とけんかしてしまったり、危険に巻き 込まれたり…。ネットでトラブルに巻き込まれることがあります。そうならないために

人のいやがることは書き込まない

友達や先生などの悪口やヒミツを書いてはいけません。書かれた人は、傷つき、悲しい思いをします。一度書いたらすぐに消して



も、だれかがコピーして多くの人に広めることもあります。

個人情報を大切に

多くの人が見るサイトやアプリに、個人情報(名前・住所・電話番号・学校名など)を書かないようにしましょう。特に、自分や友達が 映っている写真や動画をのせるのは危険です。

知らない人とやりとりしない

ネット上には良い人もたくさんいますが、悪い人もいます。小学生が誘拐されるケースもめずらしくありません。小中学生の間は、ネット上のやりとりはしないほうが良いです。

困ったときはすぐに相談

トラブルに巻き込まれたり、不安に感じたときは、すぐに身近な大人(おうちの人や先生など)に相談しましょう。また、#9110に電話すると、各都道府県警察の「警察相談専用電話」につながりますので、知っておいてください。

保護者の方へ

学校、家庭、地域で子どもを守りましょう

子どもが携帯電話、スマホ、パソコン、ゲーム機等でインターネットを利用する際、保護者は子どもが安全に利用できるようにする 責任を負っています。

子どものネット利用で、ネット上のいじめ、詐欺や性犯罪などの被害、ゲーム等の高額課金、長時間の依存的な利用等の問題が起きています。こうした問題を回避するには、フィルタリング等の安全対策をとることと、子どもたちの判断能力を育てることの両方が必要です。青少年インターネット環境整備法によって、18歳未満の子どもがスマートフォン等の携帯電話サービスを利用する場合、保護者が不要と申し出なければ販売店等はフィルタリングを有効にした状態でサービスを提供しなければならないこととなっています。フィルタリングをつけると不便になると考えられるかもしれませんが、一部のサービスを利用可にすること等も可能です。販売店等で相談し、適切な安全対策を取るようにしてください。

子どもたちの判断能力を育てるためには、子どもと話し合ってルールを決め、ルールを学ばせながら少しずつ自分で判断できる範囲を広げていくとよいでしょう。たとえば、ネットでいやなことがあったらすぐに保護者に報告する、ネットで知り合った人と勝手に会わない、ネットで有料サービスを利用したいときは保護者に相談するといったルールを決めておくことが必要です。

子どもの生活全般の見直しを

2018年、WHO(世界保健機関)は、「ゲーム障害」を病気として認定しました。ゲーム障害の症状は、ゲームをする時間や場所などに対するコントロールができない、日常生活よりゲームを優先する、悪影響があるにもかかわらずゲームをやめられないといったものであり、こうした生活に重大な影響を与える状態が基本的に12ヶ月継続すると「ゲーム障害」と診断されるとのことです。

ゲームを含め、インターネットを長時間使っている子どもは生活 全般が乱れがちで、心身の健康を損ねる恐れがあります。どうすれ ば利用時間をコントロールできるかを繰り返し家庭で話し合い、健 康的で規則正しい生活が送れるようにすることが大切です。

〈フィルタリングサービスについて〉

フィルタリングは青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心 して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

現在は携帯電話事業者をはじめ各社がフィルタリングサービスを提供しており、年齢や家庭のルールに応じてカスタマイズすることが可能となっています。各販売店へご相談ください。

①あなたと家族

家族のみんなが楽しくくらす

あなたは、お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、お兄さん、お姉さん、弟、妹…のことを大切に思っていますか? みんな、自分の大切な家族だということを受れないでください。あなた



の家族は、いつもあなたのことを思ってくれています。

家族のみんなが楽しくくらすために、あなたも家族を大切にしましょう。家族で話し合う時間を大切にしましょう。

保護者の方へ

家族のきずなをこわす児童虐待

児童虐待は社会全体でかかわり、解決していくべき問題です。児童虐待を受けているのではないかと思われる子どもや児童虐待が行われているのではないかと思われる家庭を見つけたとき、また、虐待の可能性を少しでも感じたときには迷うことなく、すぐに、最寄りの市町村の窓口、児童相談所、警察などに連絡してください。

【児童虐待のサイン】子どもや保護者のこんなサインが見られませんでしたか。 《子どもについて》

- ●いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- ●不自然な傷や打撲のあとがある
- ●衣類やからだがいつも汚れている
- ●落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- ●夜遅くまで一人で家の外にいる
- ■家族の介護・介助、幼いきょうだいの世話(送迎等)する姿を見かける
- ●学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かける

《保護者について》

- ●地域などとの交流が少なく孤立をしている
- ●小さい子どもを家においたまま外出している
- ●子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱いている
- ●子どものけがについて不自然な説明をする

(令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」こども家庭庁ポスター、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)から抜粋)

2身につけておきたい生活習慣

心身ともにすこやかに育つための基盤となる最低限度のルールを、 しっかり身につけましょう。

●毎日「早寝・早起き・朝ごはん」を守りましょう

毎日つづけることで、生活リズムが整い、体が健康になり、勉強や運動がよくできるようになります。朝ごはんはしっかり食べましょう。

●元気にあいさつをしましょう

朝起きたとき、夜寝るとき、学校に行くとき、家に帰ったとき、あいさつをしましょう。「はい」の返事や「ありがとう」「ごめんなさい」をすなおに言えますか。あなたの明るい元気なひとことが、家庭の中を明るくします。

●自分のことは自分でしましょう

しなければならないことは、人に言われなくても、自分でどのようにするかを考えていますか。インターネット(スマホやタブレットたんまつ等)を利用するときは、家庭のルールを守りましょう。

●家族と一緒にお手伝いをしましょう

家であなたはどんなお手伝いをしていますか。家族のためにあなたが役に立つことは、みんなに喜ばれるし、あなた自身も自信がついてうれしく感じるでしょう。家族の人に教えてもらいながら、お手伝いをしましょう。



③良い友達を大切に

良い友達をたくさん 作りましょう

あなたには、良い友達がいますか。あなたは、友達にとって、良い友達だと思いますか。一人ぼっちはさみしいものです。



友達と話すとき、言いたいことが言えますか?

自分の気持ちや考えを相手に伝えながら、相手の気持ちも考えましょう。自分も相手も大切にした接し方、やり方を身につけましょう。

良い友達とは…

「信頼できる友達」

「助け合える友達」

「お互いの良さを認め合える友達」

一緒にいて 安心できる、 楽しく遊べる

思ったことを すなおに 言える 相手の傷つくことや うそを言わない

うれしいとき、 お互いに 喜びあえる 悲しいとき、 はげまし あえる 悪いことは 悪いと注意 しあえる

4 あなたも社会の一員です



社会のルールを守ろう

小学生のあなたも社会の中の大切な存在です。社会には「ルール」があり、みんなはそれを守って生活をしています。人のものをとったり、人をだましたり、人にケガをさせたり、交通ルールを守らなかったりすることは、すべてルール違反です。ルールに違反した人は、社会からルール(法律)によってバツ(処罰)を受けることになります。社会のルールをしっかり守る習慣を身につけましょう。

あなたが社会のためにできること

- ●地域の行事や、地域で開かれる集まりなどに参加して、いろいろな人と話をしてみましょう。
- ●あなたが住んでいる町や地域を、安全で住みやすい場所にするなどのボランティア活動に参加しましょう。
- ■電気やガスなどのエネルギーの無駄使いをしないようにしましょう。
- ■限りある資源を大切にするため、リサイクルを心がけましょう。

保護者の方へ

子どもの成長の過程において、家族で話し合うのに一番効果的な時期は、学童期だと言われています。子どもの話すことをよく聞き、そして、子どもにたくさん話しかけることが大事です。

また、大人の都合ではなく、子どもたちのために、時間を使うことが必要なのです。

警察に補導された少年の中には、「今まで誰も自分の話すことを真剣に聞いてくれなかった。誰も自分のことを本気で叱ってくれなかった」と涙ながらに語ってくれる子がいます。

子どもたちの非行も、事故も、被害も、親子の関係性の希薄さによることが多いのです。

子どもたちに、社会のルールや仕組みを教えることは、大人の務めです。

教えられ、認められ、見守られているという安心感が、子どもの行動を落ち着いたものにします。 子どもの健やかな成長は、国民の切なる願いであり、その第一歩は、家庭から出発することを忘れてはなりません。

- ●幼いときから"しつける"ことを怠らない。しつけの繰り返し、積み重ねによって、習慣化して体得させる。
- ●三つ叱ったら三つ褒める。叱るときははっきりと、褒めるときはたっぷりと。
- ●家庭は最も身近な社会。家庭での"きまり"を守らせる。
- ●家庭内での役割をもたせ、責任感を養う。
- ●子どもを甘やかさない。親が根負けして、機嫌をとったり、手を貸したりしない。
- ●子どもを放任しない。子どもをテレビ、ゲーム機、スマホ任せにしない。
- ●子どもとの対話を欠かさない。子どもの話すことに耳を傾け、子どもがどう感じ、どう 理解しているかをしっかりと把握する。
- ●子どもの意欲を引き出すように気を配り、子どもにいつも希望とやる気を持たせる。
- ●「○○してはいけない」と一方的に伝えるのではなく、子どもに考えさせ、善悪のけじめをつけさせる。それが不適切なものであれば、よく説明して正しい方向へ導く。
- ●笑いと温かさのある家庭が、子どもには何にもまして大切。

このハンドブックを、ぜひお子さんとお読みください。 そして、書いてあることについてよく話し合ってください。

少年の健全育成資料作成企画編集委員会

| 座 長 | 野口 | 京子 | (文化学園大学名誉教授) |
|-----|-----|-----|----------------------------|
| 委員 | 渡 辺 | 弥 生 | (法政大学文学部教授) |
| | 石 橋 | 昭良 | (非行臨床研究所代表/元文教大学教授) |
| | 竹内 | 和 雄 | (兵庫県立大学環境人間学部教授) |
| | 周 防 | 尚 樹 | (警察庁生活安全局人身安全·少年課 課長補佐) |
| | 久原恵 | 理子 | (科学警察研究所犯罪行動科学部少年研究室主任研究官) |
| | 清 野 | 正 | (渋谷区立渋谷本町学園統括校長) |
| | 大川 | 優 | (町田市立小山ヶ丘小学校統括校長) |
| | 鈴木 | 清 美 | (警視庁委嘱少年補導員兼少年指導委員) |
| | 坂 田 | 智 生 | (警視庁委嘱少年補導員兼少年指導委員) |
| | 田中 | 法昌 | (公益社団法人全国少年警察ボランティア協会理事長) |

少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取り組み

①少年相談活動

少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っています。

また、全国の都道府県警察では、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話や電子メールによる相談窓口を開設しています。(P37参照)

②街頭補導活動

少年のたまり場となりやすい繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や飲酒、深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行っています。

③継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談活動や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて継続的な指導や助 言、カウンセリング等を行う継続補導を実施しています。

また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から連絡し、専門的な機関との協働による活動も念頭に、継続的に声を掛けるほか、体験活動、学習・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

4被害少年への支援活動

犯罪等の被害を受けた少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、専門的な知識を有する少年補導職員等が、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を行っています。

⑤少年の居場所づくり

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる[居場所づくり]を推進しています。

⑥広報啓発活動

少年の非行・犯罪被害防止や少年相談活動の促進等を図るため、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や 薬物乱用防止教室を実施するなど様々な機会を通じて情報発信しています。

〈令和6年 警察庁「少年からのシグナル」から抜粋〉

問合せ・相談窓口

いじめ、体罰、児童虐待、子どもの人権をめぐる問題、子どもの非行や犯罪被害などについての問合せや相談の窓口となっているところです。

●ヤングテレホンコーナー

このハンドブックの37ページに掲載。

●児童相談所・全国共通ダイヤル

~189 (いちはやく) 通話料無料 近隣の児童相談所へつながり、夜間・休日を含めて24時間専門家が対応。

●24時間子どもSOSダイヤル

20120-0-78310 (なやみ言おう)

都道府県・指定都市の教育委員会が夜間・休日を含め24時間対 応可能な相談体制。

●子どもの人権110番

☎0120-007-110 (全国共通·無料)

法務省又は最寄りの地方法務局へかかり、省や局の職員又は人権擁護委員が対応。受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで

●いのちの雷話

全国殆どの都道府県にあり。

●ぴったり相談窓口

こどもの性被害等に関する相談窓□を案内する



https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/

◇「少年警察ボランティア」とは

少年の非行防止や健全育成にかかわる活動に 携わるボランティアとして、警察本部長等から 委嘱された民間スタッフで、少年補導員、少年 警察協助員、少年指導委員などの名称で呼ばれ ていますが、総称して、「少年警察ボランティ ア」と呼んでいます。

「地域の少年は地域で守り育てる」という基本的な考え方のもとに、警察の少年補導職員などと協力して、少年の非行防止や健全育成に向けた活動を行っています。

●少年警察ボランティア 活動に興味を持たれた 方は、お近くの警察署 までご連絡ください。



少年サポートくん

悩みごとは、電話で相談してみよう

家族や先生、友達にも話せない悩みごとや、どうしていいかわからないことなど、困ったことがあったら「ヤングテレホンコーナー」に電話してみてください。あなたの困っていることを一緒に考え、どうすればいいのか、あなたに役立つ答えを教えてくれます。もちろん、あなたの秘密は絶対に守ります。

✓ 全国の主な ヤングテレホンコーナー ✓

少年相談110番 0120-677-110 三 重 少年相談110番 0120-41-7867 ヤングメール 道警ホームページ内 大津少年サポートセンター 077-521-5735 青森少年サポートセンター **0120-58-7867** 米原少年サポートセンター 0749-52-0114 ヤングテレホン 少年サポートメール 県警ホームページ内 京 都 075-551-7500 ヤング・テレホン・コーナー 0800-000-7867 グリーンライン 06-6944-7867 大 阪 岩手 メ ー ル 相 談 県警ホームページ内 ヤングトーク 0120-786-109 兵 庫 少年相談電話 022-222-4970 ヤング・いじめ110番(少年サポートセンター) 0742-22-0110 奈 良 いじめ110番 022-221-7867 和歌山 少年相談 (警察本部代表) 073-423-0110 やまびこ電話 018-824-1212 秋田 メール相談 県警ホームページ内 ヤングテレホンコーナー **023-642-1777** 鳥 取 東部少年サポートセンター 0857-22-1574 山 形 少年相談メール 県警ホームページ内 // 西部少年サポートセンター 0859-31-1574 ヤングテレホン 024-525-8060 ヤングメール 県警ホームページ内 福島 いじめ110番 0120-795-110 ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番 0120-786-719 ヤング・テレホン・コーナー 03-3580-4970 みこぴーヤングメール 県警ホームページ内 警視庁 少年相談コーナー 029-231-0900 ヤングテレホン・いじめ110番 086-231-3741 茨 城 岡山 少年相談コーナー 県警ホームページ内 // ヤングメール 県警ホームページ内 ヤングテレホン 0120-87-4152 ヤングテレホン広島 082-228-3993 栃 木 広島 少年相談電話 027-289-6610 ヤングメール // 県警ホームページ内 メ ー ル 相 談 県警ホームページ内 ヤングテレホン・やまぐち(警察本部代表) 083-933-0110 山口 ヤングテレホンコーナー 048-861-1152 ヤングテレホン 088-625-8900 埼玉 ヤング・テレホン 0120-783-497 いじめホットライン // 088-623-7324 ユーステレホンコーナー 045-641-0045 香 川 少年相談専用電話(少年サポートセンター) 087-837-4970 神奈川 // 11 0120-45-7867 少年相談専用電話(中讃少年サポートセンター) 0877-33-3015 新潟少年サポートセンター 025-285-4970 新 潟 愛 媛 少年相談(警察本部代表) 089-934-0110 ヤングテレホン 長岡少年サポートセンター 0258-36-4970 088-822-0809 // 高 知 ヤングテレホンコーナー 0120-31-7867 中央少年サポートセンター 092-588-7830 福岡 メ ー ル 相 談 県警ホームページ内 少年相談案内 県警ホームページ内 11 ヤングテレホン 026-232-4970 ヤングテレホン 0120-29-7867 長 野 佐 賀 ヤングテレホン // メ ー ル 相 談 県警ホームページ内 0120-786-714 長崎 少年相談専用電話 0120-783-410 メール 相談 県警ホームページ内 静岡 // メール相談県警ホームページ内 能本 肥後っ子テレホン 0120-02-4976 ヤングテレホンコーナー 0120-873-415 (肥後っ子サポートセンター) // 096-384-4976 富山 メ ー ル 相 談 県警ホームページ内 メール相談 県警ホームページ内 ヤングテレホン 0120-497-556 ヤングテレホン 097-532-3741 大 分 いじめ110番 0120-617-867 メール相談 県警ホームページ内 // ヤングテレホン 0120-783-214 ヤングテレホン 0985-23-7867 福井 宮崎 ヤングテレホンコーナー 0120-783-800 ヤングテレホン 099-252-7867 鹿児島 少年相談受付県警ホームページ内 ヤングメール 県警ホームページ内 ヤングテレホン 052-764-1611 ヤングテレホン 0120-276-556 沖 縄 ヤングテレホンEメール相談 県警ホームページ内 メール相談SOS 県警ホームページ内

宝くじは、みんなの暮らしに 役立っています。















堂くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、 災害に強い街づくりまで、みんなの暮らしに役立っています。

日本宝くじ協会 https://ila-takarakuji.or.jp/



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や 公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。